

平成29年度決算における地方消費税収(引上げ分)の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、平成29年度決算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 81,717 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,408,396 千円

(単位:千円)

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	477,084	261,424	0	382	27,681	187,597
	老人福祉事業	193,264	11,521	0	1,155	11,213	169,375
	児童福祉事業	705,947	452,086	0	43,532	40,960	169,369
	小計	1,376,295	725,031	0	45,069	79,854	526,341
保健衛生	予防事業	32,101	0	0	0	1,863	30,238
	小計	32,101	0	0	0	1,863	30,238
合計		1,408,396	725,031	0	45,069	81,717	556,579

平成30年10月4日

錦町長 森本 完一